

第六次巨理名取地区広域行政計画

(令和5年度～令和14年度)

かわまちてらす関上 (名取市)



千年希望の丘 (岩沼市)



やまもとひまわり祭り (山元町)



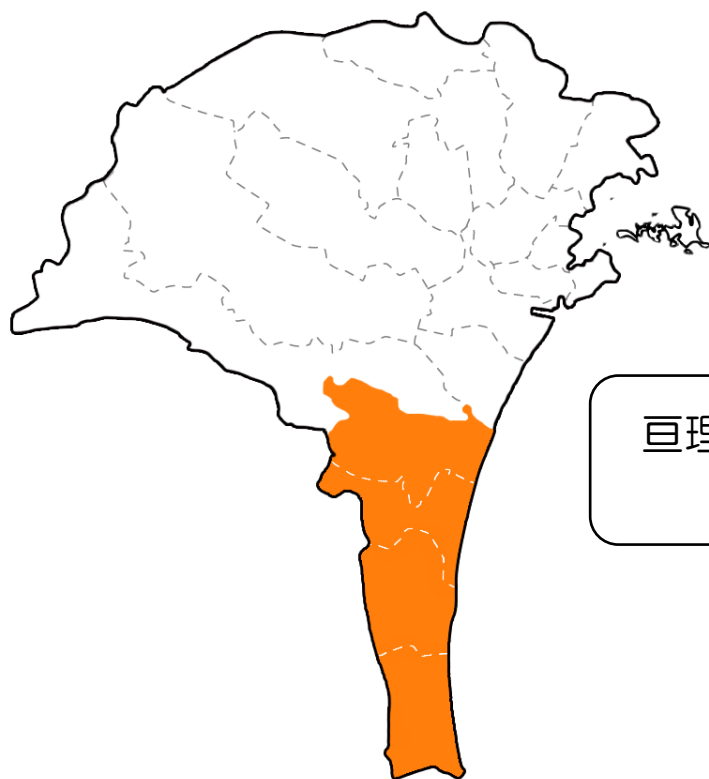
東北一の生産量を誇るいちご (巨理町)

令和5年3月

巨理名取地区広域行政連絡協議会

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の趣旨	1
第2章 時代の潮流と対応課題	2
第3章 圏域の特色と動向	5
第2編 基本構想	7
第1章 圏域の将来像	7
第2章 将来像を実現するための施策の大綱	7
第3編 基本計画	8
第1章 地域公共ネットワークを生かした国内外の交流人口の拡大	8
第2章 新たな産業の創出と企業誘致による圏域の発展	10
第3章 世代や分野を越えて創出する地域共生社会	11
第4章 災害の経験と教訓を生かした安全・安心な圏域づくり	13
第5章 自然と調和した持続可能なまちづくり	15
巨理名取地区広域行政連絡協議会規約	16



巨理名取地区広域行政
連絡協議会

名取市・岩沼市
巨理町・山元町

第1編 総論

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

名取市、岩沼市、亶理町、山元町の2市2町で構成する「亶理名取地区広域行政連絡協議会」は、令和4年度を目標年度とする「第五次亶理名取地区広域行政計画（以下前計画という）」を平成25年3月に策定し、その圏域づくりの基本理念に「自然と共生した 災害に強い安全・安心な圏域づくり」を掲げ、また、圏域の将来像として

「震災からの力強い復興と新たな価値創造圏域」を設定し、亶理名取地区（以下本圏域という）の一体的な振興に努めてきました。

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災から10年以上が経過し、安全な住まいを確保するための集団移転や災害公営住宅の整備、津波に対する多重防御機能をもたせるかさ上げ道路や津波避難施設の整備など、インフラの整備や災害に強いまちづくりは概ね完了しましたが、令和元年（2019年）に発生し、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は人々の生活と地域経済に深刻な影響を与えており、一人ひとりの暮らし方や働き方も見直され、DX（デジタルトランスフォーメーション）やSDGs（持続可能な開発目標）、さらにはカーボンニュートラルの実現といった新たなフェーズへの転換も必要となっています。

また、急速な少子高齢化と人口減少社会の到来への対応と地震や津波、そして風水害に対する備えについてもこれまで以上に強化が重要となります。

このように、目まぐるしく変化する社会情勢に対応すべく、本圏域が一体的な発展や質的充実、さらにはその発展等が仙台都市圏、宮城県、東北地方の充実等にも寄与することを目的とし、今般、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする新たな計画として「第六次亶理名取地区広域行政計画」を策定するものです。

第2節 計画の対象地域

この計画の対象地域は、仙台都市圏（6市7町1村から構成）の南部ゾーンに位置する名取市、岩沼市、亶理町、山元町の2市2町とします。

ただし、特に必要がある場合には他の地域についても記述することとします。

第3節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成し、令和5年度を初年度として目標年度は令和14年度とします。

第2章 時代の潮流と対応課題

第1節 東日本大震災からの復旧・復興と災害に強い圏域づくり

平成23年(2011年)に発生した東日本大震災から10年以上が経過し、地震や津波からの安全な住まいを確保するための集団移転や災害公営住宅の整備、津波に対する多重防御機能をもたせるかさ上げ道路や津波避難施設の整備など、インフラの整備は概ね完了していますが、令和4年5月(2022年)に宮城県が「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき新たな津波シミュレーションを公表したことで、防災訓練や大震災の教訓の伝承といったソフト対策の重要性が再認識されています。

また、地球温暖化の影響から短時間強雨の発生回数の増加など、異常気象が拡大する傾向にあります。そのため、大規模な風水害が連続して発生しており、本圏域内においても令和元年(2019年)東日本台風などによる甚大な被害を受けました。

特に、本圏域内を流れる一級河川の名取川や阿武隈川、県管理河川である増田川や坂元川等風水害からの復旧・復興はもとより、インフラ整備をはじめとした防災力の向上が重要になっています。

第2節 人口減少と超高齢化社会の到来

「日本の将来推計人口(平成29年(2017年) 国立社会保障・人口問題研究所)」によると、今後、日本の人口は長期にわたる減少局面に突入し、令和17年(2035年)には1億1,521万人、令和35年(2053年)には1億人を割り込むと予測されています。さらに、年金・医療・介護・福祉といった社会保障制度の主たる受益者である75歳以上人口は、平成27年から令和17年(2035年)の間に、1,632万人から2,259万人と約1.4倍(627万人増)に大きく増加することが想定されています。

このような世界にも類を見ない人口減少・超高齢化社会の到来は、本圏域内の経済や社会の安定・成長を大きく損なうとともに、これまで多くの現役世代に支えられていた社会保障制度の揺らぎを招くなど、極めて多岐にわたる面で日本全体がかつて直面したことのない深刻な問題・課題を引き起こすことが懸念されます。

第3節 デジタル田園都市国家構想に即した地方創生とDXの推進

令和元年(2019年)に発生し、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は人々の生活と地域経済に深刻な影響を与えており、一人ひとりの暮らし方や働き方の見直しが改めて広まっています。

また、令和4年2月(2022年)のロシアによるウクライナ侵攻が世界経済に影響を及ぼし、日本全体のエネルギー不足や食料、資材輸入の遅れ、さらには物価の高騰を引き起こしています。

また、経済のグローバル化に伴う競争の激化、急激な人口減少や高齢化による国内市場の縮小、新型コロナウイルス感染症の流行による深刻な影響など、本圏域内の地域経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

そのような状況を打開させつつ、交流人口を拡大させ、本圏域の強みを生かした魅力ある取り組みを進めていくことが重要であり、デジタル田園都市国家構想に即した地域経済が持続的に成長するよう、AI、IoT、ビッグデータ、ロボットなど第4次産業革命のコアとなる新技術の社会実装が世界中で進行しており、政府は、経済発展と社会的課題の解決を推進するものとして狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に次ぐ、第5の社会を意味する「Society 5.0」の実現を目指しています。このことから、ICTなどの技術革新の進展に合わせたまちづくりの必要性が一層高まっています。

第4節 持続可能な社会、多様性を認め合う社会の実現

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、平成27年9月（2015年）国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標になります。

本圏域内にもSDGsの考え方を導入し、経済・社会・環境に係わる諸課題の解決に総合的に取り組むことは、持続可能な発展と地方創生の推進に有効であり、各種事業を進めていくうえで、年齢、性別、国籍、障がいの有無などの多様性を尊重し認め合う社会が必要とされており、住みやすい圏域づくりという視点での取り組みがますます重要になっています。



第5節 カーボンニュートラルの推進

令和2年10月（2020年）総理大臣の所信表明においては、地球温暖化対策の推進に向けて「2050年カーボンニュートラルの実現」を宣言しており、また、宮城県でも「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向けた取り組みを進めています。

本圏域内においても、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの活用促進を図るなど、脱炭素社会の構築に取り組む必要があり、地球環境への負荷の少ない循環型社会の構築やエネルギーの有効利用が強く求められていることから、「将来にわたりすべての人が安全に安心して暮らすことのできる圏域づくり」が重要となっています。



鳥の海公園スケートボードパーク（巨理町）

第3章 圏域の特色と動向

第1節 東日本大震災からの復興と発展

仙台湾沿岸エリアに面する本圏域は、東日本大震災で甚大な被害を受けました。死者・行方不明者が2千人を超え、1万棟以上の甚大な住家被害（全壊、半壊）、また広大な範囲での農地被害を受けました。本圏域の津波浸水面積は、約115km²（国土地理院発表）で、圏域における割合は、約39%に上りました。

大震災から10年以上が経過し、本圏域のインフラ整備に伴う復興から震災の経験や教訓、防災や減災への取り組みなどについて、世代や地域を超えて継承していくソフト事業といった新たな取り組みが重要となっています。

また、本圏域の魅力向上を図るうえで、復興事業で整備された、かわまちてらす閣上、千年希望の丘、荒浜にぎわい回廊商店街、やまもと夢いちごの郷などの新たな地域資源を活用し、交流人口及び関係人口のさらなる拡大が重要です。

第2節 恵まれている多様な自然環境

本圏域の面積は、296.81km²であり、宮城県面積の約4%を占めています。

また、本圏域の令和2年4月現在の利用区分ごとの規模（地目ごとの面積）《※宮城県調べ》は、森林が24.1%、農用地が31.5%、宅地が14.0%などとなっており、宮城県全体の土地利用の構成と比較すると森林の比率がかなり少なく、平野が広がり農地や宅地に利用されている一方で、本圏域を構成する4つの市町は共通して西側に丘陵（山林）、中央部が平野、東側は太平洋に面しており、西側の丘陵から中央の平野を貫いて流れる河川・水路が太平洋へ至るといった多様で豊かな自然環境を有しています。

このような恵まれた自然環境から、古代から人が住み着き、様々な文化を築き、今日にその歴史遺産を残しており、これらの多様で豊かな自然環境と文化遺産を有することが本圏域の大きな特性となることから、ゆとりのある質の高い生活環境を創り、将来にわたり持続していくことが重要です。

第3節 発展を支える交通基盤と広域交通・交流拠点地域

本圏域には、国内のみならず世界との交流拠点である東北のゲートウェイ・仙台空港が所在するとともに、JR東北本線、常磐線、仙台空港アクセス線、さらには東北縦貫自動車道、仙台東部道路、常磐自動車道などの充実した交通基盤のもとに今日の発展があります。

また、令和3年2月に宮城県と名取市、岩沼市との覚書の締結により「仙台空港24時間化」が可能となり、物流の拠点として産業振興の促進、周辺地域の開発、積極的な企業誘致と併せて、観光促進によりインバウンドなど交流人口の増加や地域経済の活性化が期待されています。

このことから、圏域だけでなく、宮城県さらには東北の多様な魅力を世界へ発信していく役割がこれまで以上に本圏域には求められています。

第4節 東北の中核都市圏の一翼として発展

本圏域は、仙台都市圏の中でも温暖な気候に恵まれ、平坦な土地が多く、かつ豊富な地域資源と利便性の高い立地・交通基盤を有しており、また、東北の中核都市である仙台市に隣接していることから、産業機能や住宅機能を分担し東北の中核都市圏の一翼を担いながら発展を続けています。

本圏域の人口《※宮城県調べ》については、震災前（平成22年）は168,413人でありましたが、震災の影響により平成25年には163,239人まで減少しました。平成26年から令和2年までは、集団移転や災害公営住宅の整備が進んだ影響などにより168,008人まで回復しましたが、令和3年以降は再び減少に転じ、令和4年4月現在では167,312人となっています。

本圏域は仙台空港臨空都市の整備や宅地開発等により人口が増えてきましたが、今後は多様な産業が集積する産業成長圏や仙台市のベッドタウンなどとしてさらなる発展とよりよい住民生活を確保することが期待されています。



熊野那智神社からの眺望（名取市）

第2編 基本構想

第1章 圏域の将来像

第1節 圏域づくりの基本理念

安全で安心できる豊かな圏域づくり

仙台湾に面する風光明媚な海岸線、豊かな自然の恵みから授かる地場の食材、そして東日本大震災を教訓に築き上げた防災インフラは、本圏域での暮らしやすさを実感させてくれます。

この素晴らしい自然環境と共存しながら、地域経済や交流活動の活性化につなげるとともに、自治体の枠を超えた魅力ある圏域づくりを進めていくことを基本理念とします。

第2節 圏域の将来像

上記の基本理念と令和4年2月に策定された第六次仙台都市圏広域行政計画での地域ビジョンに基づいて、本圏域の将来像を次のように設定します。

豊かな自然と恵まれた広域的アクセスを生かした、魅力と活力あふれる圏域

本圏域は未曾有の大災害を経験しましたが、その経験と教訓を生かして、災害に強い安全で安心な豊かな自然と共存したまちづくりに取り組むとともに、仙台空港や高速道路、鉄道、さらには復興道路（県道）といった広域交通ネットワークを活用することで、交流人口や関係人口の拡大、新たな産業集積を推進します。

また、持続可能な未来をつくるため、人口の減少、少子高齢化、環境保全、安全・安心な地域づくりといった諸問題への対応として、カーボンニュートラルやDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、先進的な圏域づくりに取り組みます。

第2章 将来像を実現するための施策の大綱

将来像の実現に向けた施策の大綱を以下のとおり示します。

1. 地域公共ネットワークを生かした国内外の交流人口の拡大
2. 新たな産業の創出と企業誘致による圏域の発展
3. 世代や分野を超えて創出する地域共生社会
4. 災害の経験と教訓を生かした安全・安心な圏域づくり
5. 自然と調和した持続可能なまちづくり

第3編 基本計画

この基本計画では、基本構想で示した施策の大綱に基づいて推進する主要な施策や事業等を示します。

第1章 地域公共ネットワークを生かした国内外の交流人口の拡大

全国的な課題と同様に本圏域の人口も、今後減少する見込みであり、そうした中であつても圏域内の活性化や活力を維持するためには、交流人口の拡大が必要不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、急速に普及したテレワークやワーケーションなど新たな働き方が浸透してきたことで、大都市圏やその近郊に住んでいた方々が移住先として自然環境が豊かな地方を選択するケースが増え、本圏域はその受け皿としても大いなる可能性を秘めています。

そうした流れを捉えるためにも、魅力ある豊かな自然、歴史や文化、そして東日本大震災からの復興の過程で得た教訓や経験、新たな資源・資産、さらには仙台空港や高速道路などの地域交通ネットワークといった強みを生かしていくことが重要となります。

そして、第5世代移動通信システム（5G）が普及することで、本圏域が東北や全国、さらには世界と結びつくことから、国内外から人・物・情報が集まり、誰もが楽しめる多彩な交流を生みだし、それらの効果の本圏域の活性化に繋がるような取り組みを進めます。

第1節 広域観光の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客は減少し、飲食業や宿泊業をはじめとした地域経済の低迷を引き起こしています。

しかしながら、新たな生活様式のもと感染対策の徹底と経済活動の両立が模索されていることから、本圏域においても、交流人口の拡大を図り、多くの歴史的・文化的資源を生かした、より魅力ある観光地づくりを進めていきます。また、本圏域はもとより、宮城県全体、さらには東北各地と連携した観光商品の開発やイベント開催など、広域的な視点での取り組みを強化していきます。

- ▶ 圏域内の多様な観光資源の魅力アップ、新たな観光資源の発掘
- ▶ 自転車を活用したまちづくり及びサイクルツーリズムの推進
- ▶ 多様な媒体を活用した戦略的な情報発信

第2節 復興を通じた交流人口の拡大

東日本大震災からの復興事業により、震災遺構や新しい賑わいに資する施設が整備され、人とのつながりが多く生まれています。この流れを生かし、交流人口の拡大につなげる取り組みを進めていきます。また、震災の経験や教訓、防災・減災への取り組みなどについて、世代や地域を超えて発信・交流していきます。

- ▶ 震災遺構や施設を活用した震災伝承活動の推進
- ▶ 多様な媒体や場を活用した情報発信
- ▶ 防災教育の充実

第3節 文化・芸術やスポーツを活用した地域づくり

地理的条件に恵まれた本圏域は、花火大会や水産関連イベント、さらにはスポーツイベントの開催に適していることから、文化・芸術やスポーツを活用した地域づくりを進めていきます。また、地域に根ざす自然と文化、歴史的資源を地域の魅力として守り育む取り組みなどを推進します。

- ▶ 文化施設の整備、歴史的資産・景観の保全、活用
- ▶ 郷土資料館活動の充実、市町村史の編さん
- ▶ スポーツを活用した地域づくりの推進
- ▶ 生涯学習、生涯スポーツの充実



震災遺構中浜小学校（山元町）

第2章 新たな産業の創出と企業誘致による圏域の発展

人口減少や高齢化に伴う地域経済の縮小や担い手不足といった課題のほか、新型コロナウイルス感染症による影響もあり、デジタル技術の活用による社会全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)が求められています。

特に AI や RPA、IoT といった新たな技術を積極的に取り入れることにより生産性を向上させることも必要です。

仙台東部自動車道や常磐自動車道、仙台空港に近接する各工業団地への企業立地の集積を促進することで、新たな商品やサービスによる付加価値の創出、生産性向上を図り、新型コロナウイルス感染症の収束後の本圏域の経済を持続的に成長させる取り組みを展開していきます。

第1節 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進と産業人材の確保

DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進することにより、幅広い分野で付加価値の創出や生産性向上を図るとともに、多種多様なニーズに対応できる産業人材の育成に努めます。

- ▶スマートシティの取組推進
- ▶ICT活用による地域企業のデジタル化推進
- ▶ICT活用等による公共サービスの拡大・推進

第2節 新たな産業拠点の形成

各種地域交通ネットワークを最大限に生かし、ものづくり産業や物流拠点を集積させるための企業誘致に取り組むことで、新たな雇用の創出や定住促進、さらには圏域内の産業との連携と発展の後押しをします。

- ▶圏域内各工業団地等への企業誘致の促進
- ▶新たな産業拠点の形成

第3節 力強い農林水産業の推進

農林漁業者の生産の維持・発展のために、IoT等の先端技術の活用促進することにより、人材の確保や育成に努めるとともに、農林水産業を支える環境整備や農水産物のブランド化による高収益化などの取り組みを進めていきます。

- ▶スマート農林水産業の取組推進
- ▶特産品のPRの推進
- ▶農水産物のブランド化の推進

第3章 世代や分野を越えて創出する地域共生社会

本圏域には、多様な人々が暮らしており、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域づくりが基本となります。全国的に、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域や地域における支え合いの基盤が弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが大変重要となります。

今後、誰もが健やかに生活できる地域共生社会を築くため、保健・医療・福祉などの必要な支援やサービスを受けることが出来る社会資本整備を進めるとともに、未来を担う子どもたちが健やかに成長でき、そして、その子どもたちを安心して産み育てることができるよう、子育て支援にも力を入れていきます。また、被災者支援や地域コミュニティ支援、多様性への理解を育む取り組みを進めていきます。

第1節 保健・医療体制の充実

生涯にわたる健康づくりを支えるため、質の高い医療サービスが受けられるよう各種健診の充実や健康づくりを支援するとともに、救急医療などを含めた医療サービス基盤の確保と、感染症対策を推進していきます。

- ▶住民の健康づくりサポート体制の強化
- ▶救急医療・災害医療などの充実
- ▶医療施設の整備充実
- ▶感染症対策の推進

第2節 高齢者福祉・障がい者福祉の充実

介護予防や生きがいづくりなど、高齢者が元気で安心して暮らすことのできる環境づくりを進めるとともに、介護サービス基盤の整備などを進めていきます。また、障がい者が自立した地域生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション機能の充実や就労支援などの取り組みを推進していきます。

- ▶介護サービス基盤の整備
- ▶地域包括ケアシステムの充実
- ▶養護者の負担軽減につながる支援
- ▶公共施設や交通機関等におけるバリアフリー化の推進

第3節 子育て支援の充実

持続可能な未来をつくるためには、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに成長できる環境が不可欠です。未来を担う子どもたちを安心して産み育てられる環境整備に向けて、保育所などの保育サービス基盤の拡充を図っていくほか、子どもたちの個性を尊重し、地域で見守りながら、子どもたちがチャレンジできる機会を広げることで、人生を切り開く力を伸ばしていける環境づくりを推進します。

そして、仕事と子育ての両立に向けた取り組みにより、親と子が共に学び、子育てを楽しめる環境づくりや、子どもを取り巻く環境に変化をもたらすことで、将来を担う子供たちの可能性を引き出すような環境づくりに取り組みます。

- ▶子育てに関するアクセス環境や相談機能の充実
- ▶仕事と子育ての両立支援に向けた取組みの強化
- ▶子育て世帯の交流の場づくり推進
- ▶学校・家庭・地域が連携した教育環境の整備

第4節 多様性が尊重される環境づくり

年齢、性別、国籍、障がいの有無など、人の持つ多様性への理解が広がる機会をつくるとともに、相談や交流ができる場など、当事者にとって心の拠り所がある環境づくりを推進します。

- ▶障がい理解を促進するための取組み強化
- ▶各分野でのユニバーサルデザインの推進
- ▶女性の活躍推進



竹駒神社（岩沼市）

第5節 被災者支援・地域コミュニティ支援

地域共生社会の実現に向けては、共助の基盤となる地域コミュニティの活性化がより重要であることから、人口減少を迎えた成熟社会により適応したコミュニティ支援を継続的に取り組んでいきます。また、慣れ親しんだ土地から移転した方や災害公営住宅など震災後にできたコミュニティで暮らす被災者も多くいることから、心のケアなどより個別課題に対応した支援を継続して取り組んでいきます。

- ▶心のケアや見守り、生活相談等の継続支援
- ▶コミュニティ形成、交流・生きがいつくりの支援
- ▶地域福祉活動やボランティア活動の推進

第4章 災害の経験と教訓を生かした安全・安心な圏域づくり

住民の命を守り、被害を最小限にするため、過去の災害等の経験を踏まえたインフラ整備を進めるとともに、異常気象により多発する災害からのリスクを軽減できる圏域づくりを推進します。

また、東日本大震災の教訓を後世に伝承する防災教育を継続して実施するとともに、住民が迅速かつ適切な避難行動等が取れるよう、新たな津波想定に合わせたハザードマップの作成等による周知体制も強化します。

そして、救急医療や消防については、引き続き圏域内の連携強化を図ります。

第1節 広域交通ネットワーク・幹線道路網の整備促進

東日本大震災での経験を基に、移動や物資輸送経路等を確保し、あらゆる災害に対応でき、また、東北と国内外とをつなぐ広域交通ネットワークのさらなる強化を図るため、鉄道や高速道路、幹線道路、さらには空港による円滑な交通及び圏域外との広域交通ネットワークを支える幹線道路網について、国や県とも連携を図りながら、計画的な整備を要請していきます。

- ▶国道、主要地方道、都市計画道路の整備
- ▶仙台東部道路、常磐自動車道の利用促進
- ▶鉄道の利用促進

第2節 河川の整備促進

全国的に局地的な集中豪雨が増加傾向にあり、洪水被害が多発しています。令和元年東日本台風において本圏域も、堤防の決壊、越水、溢水による甚大な被害が発生しました。決壊した堤防等の早期復旧、氾濫の危険性が高い箇所改修、防災のための河川の機能維持等について、国や県とも連携を図りながら整備を要請していきます。

- ▶豪雨水害対策の強化
- ▶河川環境の整備

第3節 空港を生かした圏域づくり

仙台空港がある本圏域については、東北地方の空の玄関口であり、東北初の24時間化空港であることから、国内外との多様な交流を支える交通基盤として、これまで以上に利活用が図られるよう国・県・民間企業等と連携しながら、効果的なエアポートセールスなどを展開していきます。さらに、東北全体の産業基盤として機能する物流拠点の整備やインバウンドの誘客を促進するため、空港周辺の商業施設や宿泊施設などの誘致を推進します。また、仙台空港の周辺地区における騒音対策について関係機関への働きかけを行います。

- ▶仙台空港を生かした周辺地域のまちづくりの推進
- ▶仙台空港の利用促進
- ▶仙台空港のバックアップ機能の充実・強化



仙台空港（名取市、岩沼市）

第5章 自然と調和した持続可能なまちづくり

地球温暖化対策が地球規模での課題となっている中、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりが求められています。特に温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減する取り組みとして、環境保全に関する住民の意識醸成を図る啓発活動を推進する必要があります。

また、脱炭素社会の構築、資源循環型のまちづくりに取り組み、本圏域内の美しい自然とも調和した環境負荷の少ないまちづくりを推進していきます。

第1節 脱炭素に向けた取り組み

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が少ない脱炭素社会の構築を目指し、住民・行政・民間企業等が一体となって、地球温暖化対策に取り組む仕組みづくりを推進します。

また、温室効果ガス削減効果の高い先進的な再エネ・省エネ事業を、集中的・優先的に支援するとともに、脱炭素型の生活スタイルや事業活動の輪を広げ、温室効果ガスの削減を推進します。

- ▶ 気候変動が災害等へ及ぼす影響への認識・理解の向上
- ▶ 地球温暖化対策の推進

第2節 資源循環型のまちづくりと豊かな自然との共生

プラスチックの3R（リデュース・リユース・リサイクル）や再生可能資源への代替化の推進や食品ロスの削減などをおし、ごみのさらなる減量や資源化により資源循環型のまちづくりを推進します。また、住民が山や川、そして海といった自然に触れ合う機会を創出し、本圏域の魅力である豊かな自然と共生することの大切さを啓発していきます。

- ▶ ごみ減量、資源化等の推進
- ▶ 自然景観を生かした公園の整備等
- ▶ 廃棄物の不適正排出や不法投棄の対策強化
- ▶ 豊かな自然環境の保護・保全の推進

巨理名取地区広域行政連絡協議会規約

(昭和51年11月1日)

改正 昭和55年 6月11日

改正 平成 2年 5月11日

改正 平成24年11月27日

(目的)

第1条 この協議会は、巨理名取地区の広域行政に関する計画の策定及び計画の実施についての連絡調整を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、巨理名取地区広域行政連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(構成市町)

第3条 協議会は、次に掲げる市町（以下「構成市町」という。）により構成する。
名取市・岩沼市・巨理町・山元町

(事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 広域行政計画の策定
- 二 計画の実施に関する連絡調整
- 三 前二号の事務を行うために必要な調査研究

(組織)

第5条 協議会は、委員4名をもって組織する。

2 委員は、構成市町の長をもって充てる。

(会長及び監事)

第6条 協議会に会長及び監事を置く。

2 会長及び監事は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表する。

4 監事は、協議会の経理を監査する。

5 会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、会長又は監事が任期中に構成市町における長でなくなったときは、その職を失うものとし、この場合における後任の会長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(幹事会)

第8条 協議会の担任する事務を調査審議するため幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、構成市町の企画担当課長をもってこれに充てる。

(職員)

第9条 協議会の事務に従事する職員は、構成市町の長がそれぞれ当該市町の職員の中から選任するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、会長所在市町内に置く。

(会議)

第11条 協議会の会議は、協議会の事務の管理および執行に関する基本的な事項を決定する。

2 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 委員がやむを得ない事情で出席できない場合は、当該委員の指定する職員をもって、その職務を代理させることができる。

(経費の支弁の方法)

第12条 協議会の事務に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、構成市町が負担するものとし、その負担金の額は、構成市町長が協議により定める。

(出納)

第13条 協議会の出納は会長が行う。

(その他必要事項)

第14条 会長は、この規定に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議を経て定めることができる。

附 則

この規約は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年11月27日から施行する。

第六次巨理名取地区広域行政計画

令和5年3月 発行

発行元

巨理名取地区広域行政連絡協議会